

第五号

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第四十七条第二項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の養傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第二項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第三条 職員の再任用に関する条例(平成十二年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の公務災害補償条例」という。）の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の公務災害補償条例附則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の養傷病補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「について遺族厚生年金」とあるのは「について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四条第三号に規定する改正前国共済法若しくは同条第六号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第二項の表中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の公務災害補償条例附則第五条の規定の適用については、同条第一項の養傷病補償年金の項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「による遺族厚生年金」とあるのは「による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により地方公務員等共済組合法等の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。